

国立研究開発法人産業技術総合研究所人事委員会規程

制定 平成26年10月3日 26規程第53号

最終改正 令和6年1月1日 令05規程第29号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第48条第2項の規定に基づき人事委員会の構成及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(業務)

第3条 人事委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- 一 職員及び契約職員の採用、人事評価並びに任免等の人事制度に係る設計・運用方針その他の人事制度に関する重要事項
- 二 研究所の経営に関わる特に重要な人事に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 第4条第3項の規定により、副委員長が委員長の職務を代理したときは、人事委員会は、前項の審議の結果を総務本部長に報告するものとし、総務本部長は当該結果を理事長に報告するものとする。

(組織)

第4条 人事委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は理事長とし、人事委員会の会務を総理する。

3 副委員長は副理事長とし、委員長を補佐し、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長の職務を代理する。

- 一 委員長に事故があるとき。
- 二 委員長の指示があるとき。

4 委員は、次に掲げる者とする。

- 一 運営統括責任者
- 二 企画本部長
- 三 役員（監事を除く。）又は上級執行役員若しくは執行役員の職にある職員のうちから理事長が指名する者

5 人事委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(運営)

第5条 人事委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3条に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、委員以外の者を人事委員会に出席させ、意見を求めることができる。

3 人事委員会に関する事務は、DEI人事企画室が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、人事委員会の運営に関し、必要な事項については、委員長が人事委員会に諮って決める。

附 則（26規程第53号）

この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第44号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第74号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（30規程第22号・一部改正）

この規程は、平成31年1月31日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第30号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。